

情報公開制度・ 個人情報保護制度の運用状況

市政情報の公開を求める権利を保障し、開かれた市政を推進するための「情報公開制度」と、市民の皆さんの個人情報の適正な取り扱いについて基本的なルールを定めた「個人情報保護制度」を平成5年4月から実施しています。今回は、平成26年度の制度の運用状況をお知らせします。問い合わせ／総務課（内線2298）

情報公開制度

市の活動を説明し、市政への参加を促進するため、実施機関が保有する文書を公開する制度です。

ただし、個人情報、法人や事業を営む個人に関する情報で、公開することにより権利や利益を害するおそれのあるもの等は、公開することはありません。

昨年度は受付件数195件に対し、公開が99件、部分公開が55件、非公開が41件でした。内容の主なものは【表1】のとおりです。詳細は市ホームページをご覧ください。

●表1 情報公開制度の受付内容の例示

防災物資備蓄状況	公開
渋井橋橋台工事設計書	公開
平成27年度使用小学校教科書採択に関わる文書	公開
小学校給食の食材とその産地、商品名及び納入業者が分かる書類	公開
平成26年7月1日から平成26年12月31日までに付定のあった住居表示設定通知書と住居表示台帳	部分公開
鴻巣市水道料金徴収等業務委託の入札について作成された入札公告	非公開 (対象文書不存在)

●表2 個人情報取扱事務届出書の届出状況

実施機関	平成26年度末の登録数
市長	882
教育委員会	154
選挙管理委員会	13
監査委員	3
農業委員会	5
固定資産評価審査委員会	1
議会	6
合計	1,064

個人情報保護制度

●個人情報を取り扱う事務の届出

市の実施機関は、個人情報を取り扱う事務における取得・利用状況を明らかにするため、個人情報取扱事務の届出が義務付けられています。昨年度末での取扱事務の登録数は、【表2】のとおりです。

●個人情報の収集・利用の制限

市民の皆さんの個人情報には、本人の同意及び法令等に定めがあるとき、市民の皆さんの生命等の保護のため、緊急かつやむを得ないとき等を除いて本人から直接取得することとなっています。

また、届出した利用目的の範囲を越えた個人情報の利用や、実施機関以外への個人情報の提供は、本人の同意、法令等の定め及び審議会で公益上必要と認められたときなどを除いて禁止されています。

●保有個人情報の開示等の状況

市の実施機関が保有する市民の皆さんの自己の個人情報について、開示・訂正・利用停止の請求ができます。昨年度の開示請求は169件となっており、そのうち開示が32件、部分開示が132件、不開示が5件でした。内容の主なものは【表3】のとおりです。詳細は市ホームページをご覧ください。

●制度の利用方法

市政情報の公開又は自己の個人情報の開示などを請求する場合は、情報を保有する課、総務課又は両支所地域グループにお越しください（市政情報の公開請求は、FAXや郵送でも可）。なお、自己の個人情報の開示等を請求する場合は、運転免許証等の写真付きの身分証明書が必要で、本庁舎1階の市政情報コーナーでは、市政情報の検索資料や、行政委員会や審議会等の会議録、個人情報取扱事務届出書を設置していますのでご利用ください。

●表3 保有個人情報開示請求内容の例示

身体障害者診断書・意見書	開示
要介護認定調査票	部分開示
印鑑登録証明書交付申請書	不開示 (対象文書不存在)